

上下水道政策の基本的なあり方検討会 第2次とりまとめ

(案)

「複数自治体による一体的事業運営」と  
「集約型・分散型をベストミックスした施設の最適配置」  
による上下水道の基盤強化

2026年（令和8年）月 日

上下水道政策の基本的なあり方検討会

# 上下水道政策の基本的なあり方検討会

## 第2次とりまとめ 目次（案）

<b>1. はじめに</b>	.....	P1
<b>2. 第2次とりまとめの狙い</b>	.....	P2
<b>3. 基本認識</b>	.....	P2
<b>4. 強靭で持続可能な上下水道を実現するための基盤の強化</b>	.....	P4
(1) 「複数自治体による一体的事業運営」の国主導による加速化	.....	P4
(2) 集約型・分散型のベストミックスによる施設の最適配置	.....	P7
(3) 上下水道を将来に繋ぐための人材確保・育成方策	.....	P11
(4) 老朽化対策を着実に進める経営の実現	.....	P14
<b>5. おわりに</b>	.....	P16

## 1. はじめに

- 2024年（令和6年）4月に水道行政が国土交通省及び環境省へ移管され、国土交通省においては新たに上下水道審議官グループが発足し、水道・下水道行政を一体として担うこととなった。上下水道を取り巻く環境は、人口減少による収入減少、職員の減少、老朽化施設の増加、自然災害の激甚化など厳しさを増すとともに、脱炭素社会の構築や経済安全保障への対応などその役割は拡大している。また、同年1月に発生した能登半島地震においては、上下水道施設に甚大な被害が生じ、最大約14万戸が断水するなど、「水が使えることの重要性と水の公共性」が改めて認識された。また、早期復旧に向けた課題も明らかとなった。
- このような状況を踏まえれば、今後、水道・下水道の連携に加え上下水道以外の分野との連携を図りつつ、強靭で持続的、かつ様々な社会的要請に適切に対応する上下水道へと進化していく必要がある。
- このため、同年11月に、学識経験者、自治体、関係団体からなる本検討会が設置され、「2050年の社会経済情勢を見据え、強靭で持続的、また、多様な社会的要請に応える上下水道システムへ進化するための基本的な方向性（基本方針）は如何にあるべきか」について審議することとされた。これを受け、第1回・第2回の検討会において、「2050年に目指す社会の姿と上下水道の論点」について、幅広い観点から議論を行った。
- このような中、2025年1月28日に埼玉県八潮市において下水道管の破損に起因するとされる大規模な道路陥没事故が発生し、尊い人命が失われるとともに、約120万人の方々が下水道の使用自粛を求められるなど、重大な事態が発生した。このほか、上下水道管路の老朽化に起因する事故が多数発生しており、上下水道の安全・安心を再構築するための方向性を早期に決定し、国民の不安を取り除く必要がある。このため、第3回の検討会以降、強靭で持続可能な上下水道を実現するための基盤の強化について先行して議論を行い、2025年6月に第1次とりまとめ「強靭で持続可能な上下水道に向けた組織・経営改革の始動～「最」重要なインフラ 上下水道を次世代に守り継ぐ～」を公表した。
- その後、本検討会では、集約型・分散型のベストミックスによる施設の最適配置や、人材確保・育成方策、第1次とりまとめで示した取組の方向性の具体化に関する議論を行い、このたび第2次とりまとめを公表するものである。
- 本とりまとめを踏まえ、あらゆる関係者や国民で危機感を共有し、産学官が一体となって抜本的な組織・経営改革に向けた行動を速やかに開始し、早期に具現化していくことを期待する。

## 2. 第2次とりまとめの狙い

- 「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」（以降、「陥没対策委員会」と略す）の第3次提言では、「2つの『メリハリ』と2つの『見える化』による下水管路マネジメントの転換」に向けた方策の考え方が示された。
- 具体的には、社会的影響に応じた点検・調査の頻度の明確化や方法の高度化、さらにはメンテナビリティ（維持管理の容易性）・リダンダンシー（複線化など）の確保について、重点化と軽量化のメリハリが不可欠としている。
- また、点検・調査・診断における新技術の導入やデジタル管理体制の早期確立などにより、管理者や担い手にとっての「テクニカルな見える化」と、インフラ老朽化の「自分ごと化」を促すための「市民への見える化」の2つの取組を加速化する必要があるとしている。
- これらの方策を持続的かつ着実に実現するためには、第1次とりまとめで示した組織・経営改革が必要不可欠である。
- 第2次とりまとめでは、第1次とりまとめ「強靭で持続可能な上下水道を実現するための基盤の強化」で示した「経営広域化（複数自治体による一体的事業運営）の国主導による加速化」、「次世代に負担を先送りしない経営へのシフト」及び「官民共創による上下水道の一体的な再構築と公費負担のあり方」について、取組の方向性の具体化に関する事項を改めて整理するとともに、強靭で持続可能な上下水道を実現するための基盤強化に向けた「集約型・分散型のベストミックスによる施設の最適配置」や「上下水道を将来に繋ぐための人材確保・育成方策」に関する現状、課題や取組の方向性についても整理を行ったものである。

## 3. 基本認識

- 国は、施設の老朽化が進行する中、埼玉県八潮市の道路陥没事故と同様の事故を二度と起こしてはならないとの強い決意の下、「メリハリ」の効いた点検・調査、重要な管路の複線化などの再構築の「メリハリ」といった下水管路マネジメントへの転換をはじめ、信頼される上下水道マネジメントの戦略的転換を図ることとしている。
- また国は、能登半島地震を踏まえ、自治体に上下水道一体の耐震化計画の作成を要請し、同計画に基づいて上下水道システムの急所や重要施設に接続する上下水道管路等の耐震化を進めることとしている。
- しかしながら、現場の自治体では職員の減少が著しく進行し、小規模な団体ではもはや単独で改築はもとより日々の維持管理すらも行うことが困難になりつつあるなど、上下水道事業の持続性への懸念が高まっている。さらに、維持管理費や更新費等の増大が見込まれる中、人口減少による料金収入の減少や料金等の適正化の遅れも加わって、近い将来、上下水道全体の事業運営に限界が生じることは必至である。
- このため、上下水道マネジメントの戦略的転換が絵に描いた餅とならないよう、これを確実に実現するとともに、「最」重要なインフラである上下水道を将来世代にしっかりと引き継いでいくために、これまでの官民連携やDX活用の取組に加え、「複数自治体による一体的事業運営（事業統合<sup>1</sup>または組織の一体化<sup>2</sup>）」と「集約型・分散型のベストミックスによる施設の最

<sup>1</sup> 事業統合：水道の場合は事業認可から、下水道の場合は事業計画から全てを一本化すること。会計・料金は原則統一する。

<sup>2</sup> 組織の一体化：事業認可（水道）・事業計画（下水道）は別（会計や料金体系も別）だが組織は一つとなり、代表者一人による一体的な経営が可能になること。

1 適配置」を強力に推し進めることにより、上下水道の基盤強化を早急に進めていく必要がある  
2 る。

3 ○「複数自治体による一体的事業運営」については、改築・維持管理や災害対応、計画的な人  
4 材確保・育成といった執行体制の強化、経営規模拡大に伴う業務の質の向上や効率化などの  
5 効果を有することから、早急に進めていくべきである<sup>3</sup>。

6 ○各事業体が、段階的に広域連携の取組を行いつつ、着実に複数自治体による一体的事業運営  
7 を実現できるよう、国が主導する必要がある。また広域連携は、自治体・民間双方の事務負  
8 担の軽減や、民間の創意工夫による管理の質の向上と効率化などの効果を有する官民連携と  
9 組み合わせることで相乗効果が期待されるため、人材育成にも配意しつつ、地元企業が長期  
10 的に安定して参画できる広域型の官民連携を推進すべきである。

11 ○人口減少に適応した形での上下水道サービスの持続的かつ効率的な提供や、災害時の機能確  
12 保等の観点から、施設更新や災害復旧、都市計画の見直し等の機会を捉えて、集約型の水  
13 道・下水道と小規模な水道施設・合併処理浄化槽の適正配置を推進していく必要がある。

14 ○分散型に関し、汚水処理については浄化槽の制度・技術等が確立している一方、小規模な水  
15 道施設については必ずしもそのような状況にはないという状況の相違を踏まえつつ、水道水  
16 の供給と汚水処理における集約型システムと分散型システムのベストミックスに向けた制度  
17 づくりを進める必要がある。併せて、これまで水道法の規制対象外であった広義の水道に関  
18 しても、すべての国民が安全な水を使用できるナショナルミニマムの観点から、自治体など  
19 関係者と意見交換しつつ、その扱いについて検討を深める必要がある。

20 ○複数自治体による一体的事業運営と集約型・分散型のベストミックスによる施設の最適配置  
21 に加えて、官民連携の推進やDX技術の導入の加速化が合わさることで、限られた経営資源  
22 の中でも有効かつ持続可能な事業運営が可能となる。また国は、老朽化対策をはじめとした  
23 防災・減災・国土強靭化の推進を強力に支援すべきである。その上で、自治体は必要な更新  
24 を適切に行い、次世代に上下水道を引き継ぐために、改築に要する費用を含む収支見通しを  
25 踏まえ、必要に応じ料金の適正化に取り組む必要がある。

26 ○上下水道を将来に繋ぐ上で重要な人材の確保・育成のために、産学官が一体となって、上下  
27 水道行政・業界の魅力向上に向けたあらゆる取組に果敢に挑戦していくべきである。

28 ○すべての国民が安全な水を使用できるナショナルミニマムの確保に向けて、「最」重要インフ  
29 ラである上下水道の安全・安心を取り戻し、持続可能な上下水道を構築することは重要な責  
30 務であり、国は確固たる方針と強い決意を持ち、これまでのあり方にとらわれなることな  
31 く、産学官が一体となって、上記の実現に向けて抜本的な行動を速やかに開始する必要があ  
32 る。

---

<sup>3</sup> 市町村経営原則については、今後の複数自治体による一体的事業運営の取組の進展状況や社会経済環境の変化を踏まえ、中長期的に議論していくことが必要である。

## 4. 強靭で持続可能な上下水道を実現するための基盤の強化

### (1) 「複数自治体による一体的事業運営」の国主導による加速化

#### 【第1次とりまとめで示した取組の方向性】

- 第1次とりまとめにおいては、「単一市町村による経営にとらわれない経営広域化の国主導による加速化」に関する取組の方向性として
  - ・経営広域化を加速化させる方針・責務の明確化と意識改革
  - ・経営広域化の規模等についての考え方の提示
  - ・上下水道DXの標準実装など経営広域化を円滑に進めるための取組の推進
  - ・経営広域化を加速する国主導の取組
- また「官民共創による上下水道の一体的な再構築のあり方」に関する取組の方向性として
  - ・広域連携、上下水道一体、他分野連携といった質の高い「水の官民連携」の案件形成の推進や官民双方にとって取り組みやすい制度づくりの必要性
- などを示した。これを踏まえ、以下に取組の方向性の具体化に向けた事項を示す。

#### 【取組の方向性の具体化に向けて】

##### ① 「複数自治体による一体的事業運営」を加速化させる國の方針や各主体の責務の明確化

- 水道の取組を参考に、下水道事業についても、基盤強化に関する国、都道府県、下水道管理者の責務を明確化するとともに、基盤強化のための國の基本方針を策定し、施設の維持管理・改築、資金・人材確保、広域連携（エリアの考え方等）、DX活用等の方向性を國が主導する必要がある。
- 水道事業については、香川県で県単位での事業統合が進められており、また、岩手県、大阪府などで企業団による水道事業の一体的事業運営が進められているところである。一方、統合に当たって、関係する市町村の間で施設の統廃合に伴う費用負担や料金水準の統一化などに関する合意形成が困難であることや、核となる市町村にとっては参画することの意義が見えにくい点などが課題であるが、今後更なる取組の加速化が必要である。
- 下水道事業については、これまで、事業の開始後に複数自治体による一体的事業運営が実現した事例がないことから、関係者間の広域連携に向けた責務を制度上明らかにした上で、都道府県が連携のけん引役として協議会を設置し、下水道管理者と協議の上、具体的な広域連携の実施方針を定めた計画を策定する枠組みを構築する必要がある。國としては、このような広域連携の枠組みを制度化するとともに、積極的に取組を行う自治体に対して支援を充実させるべきである。

##### ② 複数自治体による下水道事業の一体的事業運営を進めるための選択肢の拡大

- 下水道に関する広域連携の形態として、流域下水道管理者である都道府県と流域関連公共下水道管理者である市町村が一部事務組合等を組織する場合が考えられるが、現在の制度では、都道府県（もしくは都道府県が含まれる一部事務組合等）が既設の公共下水道の管理を行うことができず、都道府県が参加する広域連携の制度的支障となる可能性があることから、これを可能にする必要がある。
- 下水道施設の老朽化が今後急速に進行することが見込まれる中、経営基盤が脆弱で技術者不足の自治体では、施設の維持・修繕・改築を適時適切に行うことが困難であることから、自治体間の協議により、技術力のある都市が核となって地域の他の自治体の下水道の維

持・修繕や改築を代行支援できる仕組みや災害・事故時に都道府県が公共下水道の復旧工事を代行できる制度の構築が有効である。

- 従来は、連絡管等の設置による施設の共同利用や汚泥の共同処理などの広域化・共同化が主に検討・実施されてきたが、複数自治体により一体的に事業を運営することによって、人材・経営資源の共同化による執行体制等の強化が図られ、基盤強化につながることから、広域連携の一形態として複数自治体による一体的事業運営を積極的に進めていくべきである。また、複数自治体による維持管理業務の共同発注、資機材の共同調達や、技術力のある地域の核となる都市への事務委託など、早期に実施可能な広域連携の取組から進めて、将来の複数自治体による一体的事業運営へと段階的にステップアップする進め方も有効である。

### ③ 複数自治体による一体的事業運営を取り組みやすくする財政支援

- 国土交通省では、令和8年度予算の新規制度として、上下水道の持続的な経営体制を構築するための複数自治体による一定規模以上の一体的事業運営（経営広域化）に係る事業を重点支援する個別補助事業の創設等を要求しているところであるが、引き続き、核となる都市が複数自治体による一体的事業運営に取り組みやすくする制度設計を進める必要がある。

### ④ 上下水道 DX の標準実装など複数自治体による一体的事業運営を円滑に進める取組の推進

- 複数自治体による一体的事業運営を円滑に進める観点から、資機材の規格・仕様の統一化や、DX 技術にかかる積算基準の整備、業務プロセスの標準化、上下水道施設情報の電子化、複数団体でのデータ共有を円滑化するための標準仕様の普及など、産学官が一体で現場の生産性向上の取組を進める必要がある。
- 国土交通省すでに公表している「上下水道 DX 技術カタログ」を今後も適宜拡充し、これらの技術の標準実装を進める。また令和7年度予算では、自治体間でのデータ共有の円滑化等を図る上下水道の台帳情報のクラウド化に向けた支援を拡充したところであるが、令和8年度概算要求では下水処理場・ポンプ場の施設情報等のデジタル化を支援対象に追加する要求を実施しているところであり、これらの取組を進める必要がある。

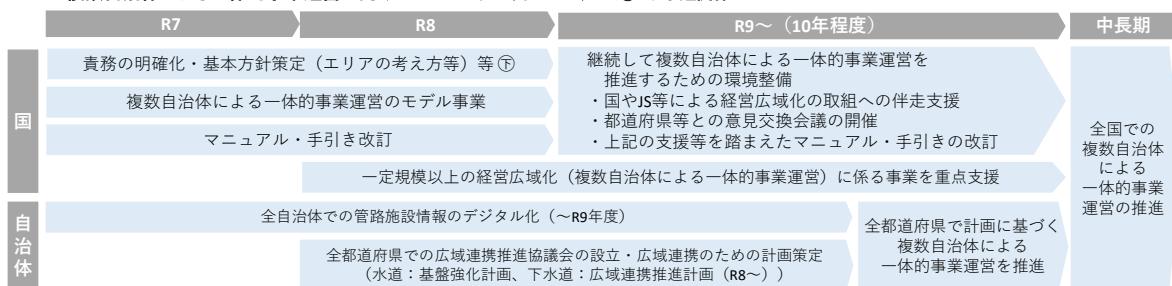
### ⑤ 複数自治体による一体的事業運営の規模等の考え方とメリットの共有

- 複数自治体による一体的事業運営の規模としては、都道府県単位やそれ以上の広がりを視野に入れた圏域が望ましいところではあるが、段階的に一体的事業運営を進める場合には、まずは、地理的条件等も勘案しながら、少なくとも 10 万人程度の人口規模の圏域（ただし離島等地理的制約により困難な場合を除く）を一つの目安とすべきである。また、都道府県やこれまで技術面等で上下水道事業の発展をリードしてきた政令指定都市・中核市などは、圏域の核となり、都道府県内の自治体や周辺自治体との一体的事業運営を積極的に進める必要がある。国はこうした取組が進むよう、環境整備を行うべきである。
- 複数自治体による一体的事業運営により期待される効果は、組織の人員増加に伴い分業体制が確保されることによる業務執行力の向上や、災害対応力の強化、規模の拡大による官民連携の効果の向上、仕様の統一化による効率的な調達の促進など多岐に渡るが、これらを手引き・マニュアル類にまとめ、上下水道事業体がより多くの対象人口や職員を抱える複数自治体による一体的事業運営に取り組むことを促す必要がある。

## ⑥ 複数自治体による一体的事業運営に向けたロードマップの具体化

- 第1次とりまとめにおいては、「国は、経営広域化を加速するためのロードマップを明確に示した上で、その具体的進め方について、丁寧かつ分かりやすく解説した手引き・マニュアル類を公表するとともに、モデル事業として選定した圏域における経営広域化の取組への積極的な支援などを通じ、関係者の速やかな行動を促す必要がある」とされている。
- 検討会において、複数自治体による一体的事業運営に向けたロードマップ（イメージ）が示されたところであるが、今後、ロードマップをより具体化する取組を進めるべきである。

### ● 複数自治体による一体的事業運営に向けたロードマップ（イメージ）※⑦:下水道関係



## ⑦ 地元企業が主体的に参画する持続可能で広域型の「水の官民連携」

- 上下水道システムの多くは基礎自治体単位で設計されており、規模の小ささに起因する課題も見られる。特に、小規模自治体においては人材や財源の不足、施設の老朽化といった問題が顕在化する中、官民連携によって、資源を有効活用し、経営を効率化することが重要である。
- 官民連携に当たっては、官側だけでなく民間側も人手不足にあることから、民間企業が長期的な視点に立って人材の雇用ができるよう、これまでの「個別の業務ごとに単年度を中心とした短期間での発注」から、質の高い『維持管理や更新の業務を包括的に長期間で発注する「水の官民連携」（ウォーターPPP）』に移行していく意識の改革が必要である。
- その際、個別委託による小規模案件の乱立は非効率であり、広域連携を妨げてしまう可能性にも留意する必要がある。現在、複数の自治体で「水の官民連携」の導入検討が進んでいるが、広域連携など質の高い案件形成を前提とした制度設計を促していく必要がある。
- 国土交通省は、引き続き、「水の官民連携」等の導入を検討する自治体の支援、その成果の全国への横展開等を通じ、質の高い案件の形成を促すべきである。
- 「水の官民連携」に関するガイドラインが公表され、段階的な広域型・分野横断型の導入方法及び効果・メリットの記載が拡充されたところであるが、引き続きこのような技術的支援の取組を進める必要がある。
- 官側の人的リソースを有効活用し、導入・検討を進めるための知見を自治体間で補完し合うため、上下水道ウォーターPPPマイスター制度<sup>4</sup>を活用していく必要がある。
- 上下水道の維持管理は24時間365日、緊急的な対応が求められるため、地元企業の主体的な参画なしに持続可能な官民連携体制の構築は困難である。地域の担い手である地元企業が主体的に参画できる仕組みとしていく必要がある。
- 国土強靭化や広域連携の取組と整合性を取りつつ「水の官民連携」を推進できるよう、制度的な検討を引き続き進める必要がある。

<sup>4</sup> 「水の官民連携」に関する知識、経験、熱意を有する自治体等の職員等を登録し、その知見・ノウハウを活用することを通じて、上下水道の事業・経営の持続性の向上に寄与することを目的とするもの。

1 (2) 集約型・分散型のベストミックスによる施設の最適配置

2 (2. 1) 水道

3 1) 人口減少社会における水道事業の今後の施設配置のあり方

4 【現状と課題】

- 5 ○ 日本の水道は高度経済成長期に飛躍的な成長を遂げ、普及率は98.2%に達し、水道は国民  
6 生活や社会経済活動の基盤として必要不可欠なものとなっている。一方、我が国は本格的  
7 な人口減少社会を迎えることから、平成30年水道法改正に基づき、水道施設の更新にあ  
8 たっては、人口減少社会における水需要や水道施設の更新需要等の長期的な見通しを踏ま  
9 え、地域の実情に応じて水の供給体制を適切な規模に見直すことが必要とされている。
- 10 ○ 中山間地や過疎地等の地域においては、人口減少や人口密度の低下等により従来型の施設  
11 整備を持続させることが困難となっている場合がある。こうした地域においては、費用の  
12 抑制を図る観点から、運搬送水や小規模な水道施設等の分散型システムの導入について検  
13 討が進められているが、その方法論については十分に示されていない。また、小型浄水処  
14 理装置や小規模水循環システム等の新技術の開発も進められている。
- 15 ○ 平成30年の水道法改正により、給水区域の見直し等に係る水道法の手続きが明確化され  
16 たが、令和7年時点では件数は4件（大臣認可水道事業者）にとどまっている。

17 【取組の方向性】

18 ① 水道施設における集約型システムと分散型システムのベストミックスの実現

- 19 ○ 人口減少社会という局面において、水道施設の最適な配置を実現するためには、給水区域  
20 内における水道施設の集約型と分散型のベストミックスに関する国の方針や具体的な方  
21 法論を明確化することが必要である。その際は、費用対効果以外にも水供給の安定性、水  
22 質等の技術的観点、資源・環境問題、地域の実情等、幅広な観点から考えるべきである。
- 23 ○ 水道事業者が水道事業として分散型システムを導入する場合は、水道法に基づく水道施設  
24 として水道事業者の責任のもと、維持管理が行われることとなるが、必要に応じて法律面  
25 の解釈等を明確にすることが必要である。また、検討対象地域は中山間地等の条件が厳し  
26 い地域が多く、財政支援について検討すべきである。
- 27 ○ 例えば、運搬送水などの分散型システムを導入する場合には、需要者である地域住民にも  
28 しっかりと説明し、合意形成を図る必要がある。また、給水区域の設定にあたっても、都  
29 市政策等の他分野と連携した対応が必要である。
- 30 ○ 既存の水道事業から一部地域を切り離して別の水道事業として分散型システムを導入す  
31 る方法については、事業が細分化されることにより、執行体制の弱体化、経営規模の縮小、  
32 マネジメントの分散化などのデメリットが想定されることから、原則として選択されるべ  
33 きではない。
- 34 ○ また、給水区域の見直しについては、平成30年の水道法改正の趣旨を踏まえ、引き続き  
35 適正に対処すべきである。

1      ② DX 技術活用など効率的な維持管理体制の構築

- 2      ○ 分散型システムを導入することにより、一般的には管理対象となる水道施設や維持管理業  
3      務が増加することから、民間活力も活用し、遠隔監視技術等の DX 技術や維持管理の負担  
4      が少ない浄水処理装置の技術開発を進め、効率的な維持管理体制を構築すべきである。
- 5      ○ 維持管理業務の担い手を確保するためには、他の水道事業者等との広域連携や他のインフ  
6      ラ分野との連携により、地域全体の中で人材を確保する観点が重要であり、地方に新たな  
7      産業や人を呼び込む地方創生にもつなげていくべきである。
- 8      ○ 小規模分散型水循環システム等の新技術については、その技術実証段階に応じて法的位置  
9      づけや関係者間の役割分担等を整理することが必要である。

10     2) 小規模水道の今後のあり方

11     【現状と課題】

- 12     ○ 水道法では、給水人口 100 人以下である水道（本資料では「小規模未規制水道」という。）  
13     は、水道法に規定される画一的な規制措置を加えることが不適当であることから水道法の  
14     対象となる水道事業からは除かれ、都道府県等がこれらの水道に適応する規制措置を条例  
15     で定めている。
- 16     ○ 小規模未規制水道は、地下水汚染の拡大等を受け「飲用井戸等衛生対策要領」（昭和 62 年  
17     厚生省生活衛生局長通知）に基づき、各都道府県等の衛生対策部局において、水質検査等  
18     の衛生確保対策に関する指導が行われている。
- 19     ○ 小規模未規制水道のうち、飲料水供給施設（給水人口 50 人以上 100 人以下の水道）の数  
20     は、6,021（公営 1,905、その他 4,120）（平成 2 年度時点）から 2,667（公営 669、その他  
21     1,998）（令和 4 年度時点）に減少し、事業統合が進んできたものの、依然、多数の施設が  
22     存在する。このうち公営は 669 に留まり、山間部等の地域を中心に地元組合により経営さ  
23     れているものが多数存在する。
- 24     ○ 近年の過疎化や管理者の高齢化等により、施設の維持管理に必要な人材・資金等の確保が  
25     困難になりつつある。また、簡易水道事業においても同様の課題を抱えている。

26     【取組の方向性】

27     ① 小規模水道におけるナショナルミニマムの確保に関する考え方

- 28     ○ 小規模未規制水道は、今後の過疎化や管理者の高齢化等により取り巻く環境は厳しさを増  
29     すと考えられ、すべての国民が安全で豊富低廉な水を使用できるナショナルミニマムの觀  
30     点から、その持続可能性を確保していく必要があり、その手法について検討を深めていく  
31     必要がある。
- 32     ○ その手段の一つとして、できる限り水道事業への統合を進めていくことも考えられる。小  
33     規模未規制水道を水道事業に統合した場合、財源面・技術面の安定が図られる一方、水道  
34     料金や施設整備水準に格差がある場合等は、水道料金が変わることや水道事業側の維持管  
35     理負担の増大・経営悪化等の要因にもなり得ることから、需要者である住民や統合先である  
36     水道事業者等の合意を得ることの難しさが課題として挙げられる。
- 37     ○ また、施設整備の水準や水道料金の格差から地域住民の合意を得ることが困難であるなど、  
38     水道事業への統合が困難であり、単独の水道として維持する場合については、水質の担保  
39     及び事業継続のための国や自治体の関与の在り方や人材確保方策について検討すること

1 が必要である。

- 2 ○ このほか、管理が困難になってきている小規模な簡易水道においても、ナショナルミニマ  
3 ムの確保のために適切な対応が取られる必要がある。

4

5 (2. 2) 下水道

6 【現状と課題】

7 ① 汚水処理の施設整備の現状

- 8 ○ 我が国の汚水処理施設は、これまで人口密集地を対象とした大規模な集約型システムを中  
9 心に普及してきた一方、持続可能な汚水処理事業を実現するため、都道府県構想に基づき、  
10 下水道や集落排水施設、合併処理浄化槽といった汚水処理システムの適切な分担の下で整  
11 備が進められてきた。
- 12 ○ そのうえで、都道府県構想に基づく下水道処理区域においては、早期概成を目指し、地域  
13 の実状に応じた低コスト、早期かつ機動的整備が可能な小規模分散処理手法の導入も図ら  
14 れてきた。
- 15 ○ 令和8年度に、全国平均では汚水処理施設の概成が見込まれるもの、数百万人が汚水処  
16 理施設を利用できない状況が解消されるまでには一定の期間を要すると想定される。この  
17 ような中、自治体によって状況は様々ではあるが、現在の整備計画が必ずしも将来の人口  
18 動態や整備効果を十分に考慮できておらず、下水道を整備した場合に、持続可能な汚水処  
19 理システムの実現に向けた基盤強化に適さない場合もあると考えられる。
- 20 ○ 一方、下水道の既整備区域においても、各地で進行する人口減少による人口密度の低下や  
21 土地利用の変化等に伴い、下水道を供用した当初よりも効率性が低下していると想定され  
22 る地域もある。この傾向は、下水道の処理人口規模が小さい区域で特に顕著である。
- 23 ○ 社会・経済状況の変化に応じ、下水道の既整備区域において、集合処理から個別処理<sup>5</sup>への  
24 転換に向けた意向を有する自治体が一定数存在する一方、これまで転換の事例がほとんど  
25 なく、合意形成などの転換を進める手法が不明確であり、自治体が転換を具体的に進めに  
26 くい状態にある。

27

28 ② 下水道の既整備区域における個別処理への転換に係る課題

- 29 ○ 汚水処理施設の未整備区域においては、経済性を基にした集合処理と個別処理を比較する  
30 指針が整備されているものの、下水道の既整備区域の見直しについては考え方方が明確に整  
31 理されておらず、取組を進める上で考え方を整理する必要がある。
- 32 ○ 制度面においても、下水道法には、下水道を整備し普及させることに必要な規定が整えら  
33 れているものの、下水道処理区域を縮小する場合の規定が明確化されていないなど、手續  
34 きや合意形成のプロセスも整理する必要がある。

---

<sup>5</sup> 個別処理とは、合併処理浄化槽のことであり、各家庭の敷地に設置して汚水を個別処理する「個別排水処理施設」や管渠に  
より汚水を収集して一括処理する「小規模集合排水処理施設」を意味する。

1      **【取組の方向性】**

2      **① 汚水処理システム全体の最適化（集合処理と個別処理のベストミックス）**

- 3      ○ 令和9年度以降に汚水処理施設が概成しない地域における下水道整備については、地域特  
4      性を踏まえつつ、集合処理と個別処理の区域を徹底的に見直すとともに、将来の人口減少  
5      や都市計画の動向を踏まえた上で、整備効果が中長期的に持続もしくは向上する区域に限  
6      定して早期に整備することが求められる。
- 7      ○ そのためには、これまでの汚水処理施設整備に関する取組効果を評価した上で、今後の整  
8      備予定区域を厳選する具体的な考え方を国が示し、今後、下水道整備を進める自治体に対  
9      し予定整備区域や事業手法の徹底的な再点検を促していく必要がある。
- 10     ○ さらには、著しく人口減少が進行する地域において、将来の都市計画の動向等を踏まえ、  
11     下水道の既整備区域であっても、分散化<sup>6</sup>を図るなかで、地域特性等に応じて集合処理から  
12     個別処理への計画的な転換も推進する必要があり、集合処理と個別処理のベストミックス  
13     と将来的に維持管理・更新すべき施設の軽量化を進めることができ、持続可能な汚水処理を実  
14     現するために求められる。

15     **② 下水道処理区域の縮小・廃止に係る手続き等の明確化**

- 16     ○ 下水道の既整備区域における個別処理への転換を円滑に進めるため、国は、各種計画の変  
17     更や小規模分散処理手法の活用を含む課題等を整理するとともに、下水道処理区域を縮  
18     小・廃止する際の手続きを明確にすべきである。
- 19     ○ 下水道処理区域を縮小・廃止する場合には、下水道処理区域として位置づけられた経緯等  
20     を確認した上で、対象とする区域の選定方法や過去の受益者負担金の取扱いを含む住民理  
21     解を得るために合意形成のプロセス等を整理する必要がある。

---

<sup>6</sup> 下水道事業における分散化とは、下水道の既整備区域を分割しその分割区域単独で汚水処理を機能させるもの。

1 (3) 上下水道を将来に繋ぐための人材確保・育成方策

2 【現状と課題】

3 ① 上下水道業界における人材不足の現状

- 4 ○ 上下水道事業は、国民生活や経済活動を支える不可欠なインフラである一方、全国の事業  
5 体や民間企業の多くは人材不足の課題に直面しており、将来にわたる安全で持続可能な上  
6 下水道サービスの提供に懸念が生じている。
- 7 ○ さらに、施設の老朽化対策や激甚化する災害への対応、経営基盤の強化に向けた取組など、  
8 上下水道事業に求められる業務は年々複雑化・高度化しており、これらの多様な課題に対  
9 応する人材の確保・育成が急務となっている。

10 ② 上下水道業界における特殊な労働環境と待遇面の課題

- 11 ○ 「最」重要インフラとして位置づけられる上下水道は、依然として事業の社会貢献性が世  
12 間から十分に認識されていない。また、業務内容に対する 3K（きつい、汚い、危険）の  
13 ネガティブイメージが先行しており、若手の採用において大きな障壁となっている。特に、  
14 土木職や機械・電気職など、技術系人材に関し、この問題が顕著である。
- 15 ○ 上下水道に関する業務は、閉鎖空間での管路内作業や漏水・陥没対応を含む夜間・緊急時  
16 の対応、浄水場や下水処理場における 24 時間 365 日の監視業務など、他の建設業界には  
17 ない特殊な労働環境に置かれている。これらの業務に伴う肉体的・精神的負担は大きく、  
18 社会インフラ関連職の賃金水準を含む待遇への懸念も相まって、業界全体として人材確保  
19 を阻む要因となっている可能性がある。
- 20 ○ 国土交通省や自治体、建設業界等では、慢性的な人材不足の解消や組織の活性化に向け、  
21 多様な人材の登用を目指している。一方、ジェンダー主流化の観点では、男性の仕事とし  
22 て捉えられがちな先入観が根強く、女性が働きやすい労働環境の整備が不十分であるなど  
23 の課題を抱えている。

24 ③ 中小の事業体・企業が直面する人材確保・育成に向けた構造的課題

- 25 ○ 中小の事業体や民間企業においては、現状でも十分な人員配置ができていないことから、  
26 人材確保の取組に向けた時間的・人員的余裕がなく、部署内での研修や OJT(職場内訓練)  
27 といった体系的な人材育成に取り組めない状況となっている。結果として、個々の組織に  
28 よる人材確保・育成に向けた取組を行えない状況も顕在化している。このため、他機関に  
29 よる支援体制の構築等が求められており、広域連携や官民連携のメリットを活かした取組  
30 も進められている。
- 31 ○ 例えば、地方共同法人日本下水道事業団は、技術者や知見が不足している事業体に代わり、  
32 下水道施設の計画、設計、建設にかかる発注・監督等の自治体業務を専門的ノウハウで補  
33 完する役割を担っている。
- 34 ○ 秋田県内すべての自治体と民間企業が共同で設立した全国初の官民出資会社「(株) ONE・  
35 AQITA」は、上下水道行政に関するノウハウと民間の専門的かつ高度な知識を有する人材  
36 を集結させた結果、専門人材の確保及び専門知識の継承の両面を実現した先進的なモデル  
37 ケースとなっている。

1 【取組の方向性】

2 ① 人材確保・育成に向けたPR手法の確立と産学官連携体制の構築

- 3 ○ 埼玉県八潮市で発生した陥没事故により、下水道に対する国民の関心（懸念）が高まっ  
4 ているのは、下水道の劣化による災難が我が身に降りかかるかもしれないが多く  
5 の国民が感じた、すなわち「自分ごと化」されたからであると考えられる。上下水道が  
6 抱える課題が多くの人に伝わることにより、「自分ならこう解決する」という人材が現れ  
7 ることが期待されるため、八潮の悲しい事故を一過性で終わらせるのではなく、上下水  
8 道の劣化状況のありのまま（リアル）を国民に見える化することが重要である。
- 9 ○ 小学校のカリキュラムに上下水道が含まれている一方、自分の将来のキャリアを考え始  
10 める中学生・高校生世代に接する機会がないことが、他のインフラと比べて上下水道業  
11 界の人気がない一因と考えられる。また、大学や高専において上下水道を専門とする若  
12 手研究者が減っているとの指摘もあり、上下水道を学ぶ若者の減少が懸念される。中学生・  
13 高校生世代への上下水道のPR活動を強化するとともに、若手研究者向けの研究助  
14 成（上下水道科学研究費や日本下水道新技術機構の助成制度など）や技術提案の場  
15 （例：下水管路内調査の無人化・省力化技術を競うコンテストやスタートアップ企業の  
16 マッチングなど）を充実させ、上下水道を専門にする若手研究者や指導者の育成を図る  
17 べきではないか。
- 18 ○ 上下水道の人材確保に向けて、広報活動や業界PRの重要性を関係者に認識してもらう  
19 だけでなく、具体的に実行に移す仕組みの構築が重要である。そのため、国が主体とな  
20 り、自治体や民間企業、業界組織等が実施した過去の人材確保の取組の効果を客観的に  
21 分析・評価した上で、産学官連携による上下水道業界の広報・魅力発信に向けたモデル  
22 事業を実施し、その取組を水平展開する必要がある。

23 ② 特殊環境下における労働環境の改善と生産性向上による待遇改善で選ばれる業界へ

- 24 ○ DXやAIの導入により、業務の徹底した効率化を促すとともに、最小限の労力やリソ  
25 ースで業務の成果を最大化することで、企業は高い生産性を確保し、創出された余剰価  
26 値を従業員の賃上げや福利厚生等の待遇改善に還元することが可能となる。競争力のある  
27 人材確保・定着に向けた戦略としても、DXやAIの導入は不可欠な要素である。
- 28 ○ 一方、多くの事業体では、DXをはじめとした新技術を導入・活用する際に、新技術を  
29 提供可能な事業者が限定的であること、標準仕様書や積算基準などが未整備であるこ  
30 と、さらには使用実績が乏しいために採用可否の判断材料が不足していることなどが課  
31 題として挙げられているため、これらの課題を解消する必要がある。
- 32 ○ 建設業界では女性人材の活躍が期待され需要が高まる一方、上下水道業界は依然として  
33 女性の割合が低い。その背景には、業界特有の特殊な労働環境が未だ残っており、女性  
34 用トイレや更衣室の不足といった最低限の設備が整っていないことが一因として考えら  
35 れることから、女性が働きやすい環境を実現するためのハード整備や、情報発信等による  
36 意識改革を目的とした取組を並行して推進する必要がある。

37 ③ 市町村の垣根を越えた広域的な人材確保・育成のネットワーク構築

- 38 ○ 中小規模の事業体や民間企業では、単独で体系的な人材育成に取り組む余力がないこと  
39 から、都道府県や規模の大きな事業体が中心となり、民間企業を含む広域的な人材育成

- 1 の仕組みを構築する必要がある。国はこうした取組をモデル事業として支援し、成功事  
2 例の水平展開を図ることを検討すべきである。
- 3 ○ 人材不足を含む現代の多様化する地域課題に対応するためには、上下水道分野以外との  
4 事業分野間での連携を深め、地域公共サービスや地方創生に資する地域全体の課題解決  
5 に取り組める業界に発展すべきである。
- 6 ○ 機械、電気、建築など専門職種の技術者を上下水道に限らずインフラ分野全体でプール  
7 して活用する仕組みについても、中長期的な課題として検討していくべきである。ま  
8 た、広域連携の取組の一環としての広域型の「水の官民連携」の全国展開や計画・設  
9 計・整備・修繕・改築など統合的なマネジメント体制の構築を見据え、上下水道の専門  
10 人材をプールする機関等において、従来型の「個別の設計・工事発注業務」に加え、「水  
11 の官民連携」等の「プロジェクト全体の監理・モニタリング」を担うことが期待され  
12 る。

1 (4) 老朽化対策を着実に進める経営の実現

2 【第1次とりまとめで示した取組の方向性】

- 3 ○ 第1次とりまとめにおいては、更新投資を適切に行い次世代に負担を先送りしない経営へのシフトに関する取組の方向性として
- 4   • あらゆる関係者や国民と健全な危機感を共有するための経営課題の見える化
- 5   • 先送りによる収支均衡から適切な投資・経営計画へのシフト
- 6   • 更新投資を先送りしない適正な料金設定等の考え方の更なる明確化
- 7   • 料金等の地域格差や料金等の水準に関する考え方の提示
- 8 などを示した。また、経営基盤強化や、強靭化の加速化、公益性の観点も踏まえた公費負
- 9 担のあり方についても検討すべきとの見解が示された。
- 10

11 【取組の方向性の具体化に向けて】

12 ① あらゆる関係者や国民と健全な危機感を共有するための経営課題の見える化

- 13 ○ 「陥没対策委員会」第3次提言においては、点検・調査、診断結果等の市民への『見える化』を図るとともに、必要な使用料負担に対する市民の理解・協力が不可欠とされていることから、下水道施設の点検や評価の結果を含む維持管理の情報を公表し、施設の状況及び老朽化対策の必要性に関する住民の理解を求める必要がある。
- 14 ○ 水道事業については、2024年（令和6年）12月に国土交通省が公表した「水道カルテ」
- 15 について改訂を行うとともに、経費回収率と耐震化の状態を簡易的に図示した「下水道カルテ」も作成・公表するなどの取組を通じ、下水道管理者の経営改善と施設の耐震化の推進を図る必要がある。
- 16

17 ② 先送りによる収支均衡から適切な投資・経営計画へのシフト

- 18 ○ 経営課題を深掘りし、経営改善に向けた取組を促進させるため、令和7年度内に、料金改定等の経営改善の手法選択等や取組事例、料金水準等の経営状況の分析方法等を盛り込んだ「水道事業の経営改善ガイドライン（仮称）」を策定すべきである。
- 19 ○ 水道事業者及び下水道管理者においては、短期的な収支均衡を図るのみに留まらず、今後の老朽化する施設・管路の増加を見据え、現在の更新率を引き上げなければならないことを踏まえ、長期的な視点から適切な投資・経営計画を作成・公表し、市民の理解・協力を得ることが必要である。
- 20

21 ③ 更新を見据えた適正な料金設定等の考え方の更なる明確化

- 22 ○ 水道においては、料金の考え方として、健全な経営確保の観点や、総括原価に資産維持費が含まれることが法令上明確化され、更新費用を含む収支見通しを公表し、おおむね3～5年毎に見直すことが努力義務とされており、これと併せて、料金の見直しを検討するスパンを概ね3～5年とすることが定められている。
- 23 ○ 下水道についても、資産維持費を含む下水道使用料の算定基準の明確化や、下水道管理者が計画的な改築の費用を含む収支見通しを作成・公表し、収支見通し及び使用料を定期的に見直す枠組みを検討する必要がある。
- 24 ○ 日本下水道協会が更新等を見据えた使用料改定を円滑に実施できるよう、資産維持費の算定の際に参考となる手引きの改訂を予定しているが、料金等の改定作業に当たっては、公
- 25

1 営企業会計に関する専門知識が必要であることから、国は関係団体と連携し、こうした詳  
2 細な手引き等の策定を推進する必要がある。

- 3 ○ 更に、多くの水道事業者・下水道管理者が採用している使用水量に応じた通増型の料金体系  
4 の再評価や、エネルギー費用等の他律的なコスト変動を料金に反映できる仕組みなどを  
5 含め、持続可能な料金体系を維持するために必要な料金構造のあり方を検討すべきである。  
6 ○ 加えて、汚濁負荷に応じた使用料（水質使用料）については、各地の自治体において導入  
7 されているところであり、排水処理コストの公平化、高負荷排水の排出者による自主的な  
8 水質改善、污水管や周辺環境への負荷軽減といった効果も期待できることから、負担の公  
9 平性の観点から、水質利用料の活用を促進していくべきである。  
10 ○ 下水道施設を損傷した行為に対しては、負担の公平性の観点から、下水道法に基づき原因  
11 者負担金を徴収しているが、大量の油等により下水道管を詰まらせ施設の清掃等が必要に  
12 なった場合は現在対象外であり、これも原因者負担金制度の対象とすべきである。  
13 ○ なお、今後の人口減少を見据えた上下水道の料金格差の拡大への対応については、長期的  
14 視点で検討していくべきである。

15 **④ 経営基盤強化や、強靭化の加速化、公益性の観点も踏まえた公費負担のあり方の検討**

- 16 ○ 令和8年度国土交通省概算要求において、事故発生時に社会的影響が大きい上下水管路  
17 の更新やリダンダンシー確保に関する個別補助事業等の創設を新規要求しているところ  
18 であるが、今後も「国土強靭化実施中期計画」に基づき、集中的な耐震化・老朽化対策な  
19 どに対し、国が重点的に財政支援を行う必要がある。  
20 ○ また同概算要求において、複数自治体による一定規模以上の経営広域化や水道事業における分散型システム導入の推進に関する個別補助事業等の創設を新規要求しているところ  
21 であるが、今後も経営基盤の強化に対し、国が重点的に財政支援を行う必要がある。  
22 ○ なお現在実施中の全国特別重点調査の結果、改築が必要となった箇所については、下水道  
23 ストックマネジメント制度による支援に加え、令和6年度予備費においてその対象が拡充  
24 されており、引き続き国としてしっかりと支援を行うべきである。

## 5. おわりに

- 本第2次とりまとめでは、第1次とりまとめに引き続き、今後進めるべき上下水道政策のうち、喫緊の課題である老朽化対策等を進めるために必要な基盤の強化を中心に取組の方向性を示したところであり、国土交通省においては、今後、関係府省庁とも連携の上検討を深化させ、スピード感を持って、必要な制度改正や具体的な取組を実施することを期待する。
- なお第1次とりまとめでは、2050年（令和32年）に目指すべき社会の姿と、その実現に向けた、上下水道に関する論点（課題）として以下5つの項目を整理した。
  - (1) 住民が安心かつ持続的な生活を送ることができる社会【持続】
  - (2) 強靭で安全、災害やリスクに強い社会【強靭化】
  - (3) 水による恩恵の最大化、リスクの最小化が図られる社会【水質・水循環】
  - (4) 省エネ・創エネを通じて脱炭素化が図られる社会【気候変動】
  - (5) 持続的な発展・成長が図られる社会【社会経済活動】
- これらの論点については、第2次とりまとめまでに十分に議論が尽くされていないことから、今後も継続的に検討会を開催し、流域全体が連携した水資源の有効活用や豊かな水環境のあり方、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けた上下水道一体での取組、経済・食料安全保障や地域社会の持続的な発展に対し上下水道が果たす多様な役割、技術開発、国際展開などの重要テーマについて議論を行い、2050年（令和32年）の社会を見据えた今後10年程度の上下水道政策の方向性として、「2050年の社会経済情勢を見据え、強靭で持続的、また、多様な社会的要請に応える上下水道システムへ進化するための基本的な方向性」をとりまとめるものとする。
- また、本第2次とりまとめの記載内容を踏まえ、上述の制度改正や具体的な取組の実施に当たり更に議論を深めるべき点等についても、必要に応じ検討を行うこととする。

**上下水道政策の基本的なあり方検討会  
委員名簿**

令和7年12月12日現在

	氏名	所属(敬称略)
委員長	滝沢 智	東京都立大学都市環境学部都市基盤環境学科 特任教授
委員	朝日 ちさと	東京都立大学都市環境学部都市政策科学科 教授
	池 道彦	大阪大学大学院工学研究科環境エネルギー工学専攻 教授
	石田 紀彦	東京都水道局 済水部長(特命担当部長兼務)
	浦上 拓也	近畿大学経営学部経営学科 教授
	春日 郁朗	東京大学先端科学技術研究センター 准教授
	家壽田 昌司	東京都下水道局 計画調整部長
	坂本 武志	高根沢町 上下水道課長
	富安 啓二	荒尾市企業局 局長兼総務課長
	難波 悠	東洋大学大学院経済学研究科公民連携専攻 教授
	野澤 千絵	明治大学政治経済学部 専任教授
	平林 由希子	芝浦工業大学工学部土木工学課程 教授
	藤原 拓	京都大学大学院地球環境学堂 教授
	横田 明美	明治大学法学部 専任教授
専門委員	青木 秀幸	公益社団法人日本水道協会 理事長
	岡久 宏史	公益社団法人日本下水道協会 理事長
	北尾 裕一	一般社団法人日本水道工業団体連合会 会長
	黒田 憲司	地方共同法人日本下水道事業団 理事長
臨時委員	石井 晴夫	東洋大学 名誉教授
	白水 照之	(株)日本政策投資銀行 地域調査部次長
オブザーバー	後藤 友宏	総務省自治財政局 公営企業課長
	東 利博	環境省水・大気環境局環境管理課 水道水質・衛生管理室長

(注) 委員、専門委員、臨時委員は五十音順